

法人府民税の収益事業の特例適用判定書の記載について

- この判定書は、地方税法施行令第7条の4に規定する社会福祉法人、更生保護法人、学校法人（私立学校）、私立学校法第64条第4項の法人（私立専修学校、私立各種学校）が収益事業の範囲の特例の適用を受けようとする場合に作成し、申告書に添付していただくものです。
- この判定書は、上記法人が行う収益事業の所得の金額の100分の90以上の金額を当該法人の本来の事業（非収益事業）に充てているかどうかを計算するための様式です。
- 収益事業から生じた所得の金額は、法人税の課税標準となる所得金額に、収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額及び収益事業に係る収入金額で法人税の所得の計算上、益金とされなかった金額を加算し、収益事業に係る支出金額で法人税の所得の計算上、損金とされなかった金額を減算して算出します。
- 益金不算入額欄及び損金不算入額欄は代表的な項目を列記しています。列記以外の項目がある場合は、空欄にその内容を記入してください。
- 留意事項
 - ・繰越欠損金がある場合は、繰越欠損金を控除した後の金額をもって収益事業から生じた所得の金額とします。
 - ・収益事業から生じた所得の金額が、0円又は欠損である場合及び収益事業の所得の金額の100分の90以上の金額を、当該法人の本来の事業（非収益事業）に充てている場合は、法人府民税均等割及び法人税割は非課税となります。
 - ・収益事業部門に留保されている金額については、当該法人の本来の事業（非収益事業）に充てているものとはなりません。
- 申告の際は、この判定書に貸借対照表、損益計算書、法人税別表4及び法人税別表14(2)の写しを添えて提出をお願いします。
- この判定書は、平成16年3月31日以後に終了する事業年度から適用します。
- 京都府以外に本店（主たる事務所）が所在する法人は、当該本店所在都道府県の取扱いに従ってください。